
伊勢広域環境組合
火葬業務委託

落札者決定基準

令和4年9月

伊勢広域環境組合

目 次

第 1 審査方法	1
1. 総合評価指名競争入札	1
(1) 入札参加資格の確認	1
(2) 最優秀提案者の選定	1
(3) 落札者の決定	1
第 2 資格審査	2
1. 入札参加資格要件の項目	2
2. 審査の流れ	2
第 3 基礎審査	3
1. 業務提案内容の審査(基礎審査)	3
(1) 基礎審査項目	3
2. 審査の流れ	3
第 4 業務提案内容の定量化審査	4
1. 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング	4
2. 審査の方法	4
(1) 定量化審査の基本方針	4
(2) 審査における大項目別の配点	4
(3) 業務提案内容に関する得点化方法	4
(4) 審査項目と定量化審査の配点	5
3. 業務評価点の確認	5
第 5 入札価格の確認及び得点化	6
1. 入札価格の確認	6
2. 入札価格の得点化	6
(1) 入札価格に関する配点	6
(2) 入札価格に関する得点化方法	6
第 6 総合評価等	7
1. 最優秀提案者の選定	7
(1) 総合評価点の算出	7
(2) 総合評価点と同点の場合の取扱い	7
2. 審査結果の公表	7

第1 審査方法

伊勢広域環境組合(以下「組合」という。)が発注する火葬業務委託(以下「本業務」という。)を実施する事業者(以下「事業者」という。)は、業務の対象となる施設の運営管理に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、業務内容の提案及び入札価格によって落札者を決定する総合評価指名競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価指名競争入札により落札者を決定するため、仕様書等の内容について応募者から提出された業務提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

1. 総合評価指名競争入札

総合評価指名競争入札の方法は次のとおりである。

(1) 入札参加資格の確認

組合は、応募者から提出された入札参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の応募者の備えるべき入札参加資格要件(以下「入札参加資格要件」という。)を満たしていることを確認(以下「資格審査」という。)する。入札参加資格要件を満たすことが確認されなかった応募者は失格とする。入札参加資格要件を満たした応募者を入札参加者という。

(2) 最優秀提案者の選定

ア 業務提案内容の基礎審査

組合は、業務提案書に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 業務提案内容の定量化審査

伊勢広域環境組合総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、業務提案書に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリングの質疑応答を踏まえて、「第4 業務提案内容の定量化審査」に従って得点化する。この得点が基準に達しない場合は失格とする。

ウ 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、予定価格は事後公表とし、最低制限価格は設定しない。

エ 入札価格の得点化

組合は、入札価格について、「第5 入札価格の確認及び得点化」に従って得点化する。

オ 総合評価

審査委員会は、業務提案内容及び入札価格の得点化結果において、それらを合計した総合評価点の最も高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。

(3) 落札者の決定

組合は、審査委員会が選定した最優秀提案者を、落札者として決定する。

第2 資格審査

1. 入札参加資格要件の項目

組合は、応募者が提出する入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書から、入札参加資格要件を満たしているかを確認する。入札参加資格要件の確認基準日は、令和4年10月14日(金)とする。

2. 審査の流れ

組合は、応募者が提出する入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書に基づき入札参加資格要件を確認し、その結果を応募者に対し通知する。

第3 基礎審査

1. 業務提案内容の審査(基礎審査)

業務提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(1) 基礎審査項目

- ア 業務提案書が全て揃っていること。
- イ 業務提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- ウ 業務提案書全体について、入札説明書及び様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。
- エ 提案の内容が仕様書を満たしていること。

2. 審査の流れ

業務提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、業務提案書に記載された内容について、定量化審査を行う。

第4 業務提案内容の定量化審査

1. 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

組合は、業務提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

2. 審査の方法

業務提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価点となるため、その配点及び得点化基準については、斎場利用者の満足度を向上させること、また、効率的・経済的に運営管理できることを重要視して設定した。

(2) 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

表1 審査における大項目別の配点

審査項目(大項目別)	配点
運営管理等業務に関する事項	80点
入札価格に関する事項	20点
合計	100点

(3) 業務提案内容に関する得点化方法

提案を求めている各審査項目においては、次に示す5段階評価による評価を行う。なお、C評価を標準とする。

審査委員会の各委員が評価した得点割合の平均に各審査項目の配点を乗じて得点を付与する。

表2 業務提案内容に関する得点化方法

評価	評価の意味合い	得点割合
A	特に優れており、提案内容に非常に大きな期待ができる	1.00
B	AとCの間であり、提案内容に大きな期待ができる	0.75
C	提案内容に期待ができる	0.50
D	CとEの間であり、提案内容にあまり期待ができない	0.25
E	要求水準を満たす程度であり、提案内容に期待できない	0.00

(4) 審査項目と定量化審査の配点

次の表に示す審査項目、審査基準及び配点に従い、入札参加者からの業務提案内容を得点化し、「業務評価点」とする。

表3 審査項目と定量化審査の配点

審査項目	審査基準	配点
運営方針	① 公共施設運営に対する考え方を明確にし、実践が可能か 業務を履行するのに十分な経営見通しができているか	5
業務の 運営・体制	① 利用者対応能力は十分か トラブル等に対する対処方法は十分か	15
	② 必要な人員が配置されているか 従事者の同種業務の経験は豊富か 体制を継続させる仕組みは十分か	15
	③ 運転の実績、技術力は十分か 保守点検・トラブル対応能力は十分か	15
従事者能力維持・ 向上のための方針	① 従事者能力向上のための実務研修やモチベーション向上のための工夫は十分か	10
業務改善	① 業務改善をする仕組みが確立されているか	15
リスク対応	① 緊急時・災害時の対応策は確立されているか	5
小計		80

3. 業務評価点の確認

組合は、本業務を委託するために必要な基準点(以下「基準点」という。)を40点(配点合計の5割)とし、業務評価点が基準点を超過していることを確認する。業務評価点が基準点に達しない場合は失格とする。

第5 入札価格の確認及び得点化

1. 入札価格の確認

組合は、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えていたことが確認された場合は失格とする。

2. 入札価格の得点化

(1) 入札価格に関する配点

入札価格に関する配点は20点(満点)とする。

(2) 入札価格に関する得点化方法

入札価格に関する得点化方法は、入札価格(様式第10号に記載する金額をいう。)について、次の算定式により得点(以下「価格評価点」という。)を付与する。なお、価格評価点は小数第3位を四捨五入した値とする。

算定式

$$\text{価格評価点} = \text{最低入札価格} \div \text{各応募者の入札価格} \times 20 \text{ 点}$$

算定式： 入札価格のうち最も低い価格(以下「最低入札価格」という。)を20点とし、その最低入札価格と、各入札参加者の入札価格の比率で配点を行う。

第6 総合評価等

1. 最優秀提案者の選定

(1) 総合評価点の算出

業務評価点と入札価格点から、次に示す算定式により、各入札参加者の総合評価点を算出する。

総合評価点の算定式

$$\text{総合評価点} = \text{業務評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 総合評価点と同点の場合の取扱い

審査委員会は、総合評価点の最も高い提案をした者を最優秀提案者とする。ただし、総合評価点と同点である場合は、業務評価点の高いものを最優秀提案者とする。さらに、業務評価点も同点であった場合は、審査委員会で検討し、最優秀提案者を選定することとする。

2. 審査結果の公表

業務委託契約締結後、組合のホームページに審査講評を公表する。